

# 氷川町の事業推進を国会へ要望

## 栃木県茂木町の「6次産業」「環境保全型農業」を学ぶ

議員視察研修

「道の駅もてぎ」では、茂木町特産物の柚子、えごま、しいたけ、ブルーベリー、リンゴ、梅などの加工所として「もてぎ手づくり工房」を設け、6次産業化推進のために農産物の生産指導を行い、手づくり工房で加

### 6次産業で農業収入増へ「道の駅もてぎ」

工して道の駅で販売する体制が整備されています。道の駅が農家から農産物全量が高い値段で購入することで、生産者の収入増と若手の育成を手助けして農業の振興を図っていました。

また、押花と藤教室、写真や絵画などの展示会、その他のイベントもそれぞれに年間20回以上開催され、その他に町内の保育園児から中学生ま

での全員に手づくりアイスクリームの無料券を配布して集客が図られています。また、道の駅の情報をお客様に発信するために会員登録を促進し、500円の入会金（年会費なし）で会員登録してもらい、情報の発信とポイント（1000円の買い物で1ポイント付与。300ポイントで300

らに土に混ぜて畑を豊かにし、土を元気にしているの野菜の成長も早く、良い品物ができています。収穫した品物は「美土里野菜」として直売所で販売されています。

畜糞尿と家庭の生ごみ、調製材としての粉殻、枯葉、間伐材などの森林資源を利用して、有機肥料を製造して農地に還元し、リサイクルを推進することで自然と調和した環境保全型農業の確立を「目指して」いました。



古口茂木町長の説明を聞く  
(リサイクルセンター美土里館)

国土交通省では、金子恭之国土交通委員長へスマートインターチェンジ取付道路と、下水道事業や道路舗装修繕などの社会資本整備総合交付金事業を推進するための予算獲得を要望しました。

### 氷川町の事業推進のため国会へ要望活動

また、農林水産省では、林芳正農林水産大臣へ大型農業化や排水対策などの農業農村整備事業の予算確保と早期の採択要請、並びにイ産業を守るための対策を要望しました。

茂木町のリサイクルセンター「美土里館」の堆肥化施設は、原料の投入から堆肥化するまで一括処理するプラントで高度に自動化されています。作られている「美土里たい肥」の原料は、落ち葉、間伐材で作るおが粉、粉殻、家庭から出る生ごみ、畜糞尿等で、落ち葉に付いている土着の発酵菌によって堆肥を完熟させていました。「美土里たい肥」は、落ち葉やおが粉が混ざってできていますので、多種多様な有益な微生物や菌、ミネラルも含まれています。それ

また、道の駅もてぎでは、国の補助金をもらって行う事業でも、赤字が続くときぱりその事業を止めて補助金を戻す決断も行っているそうです。

東日本大震災被災地の福島県いわき市磯磯・豊間・永崎地区を車窓から眺め、塩屋崎灯台付近を視察しました。

被災地現場を直接目にすると、家屋の基礎だけが残り荒涼とした風景が異様に感じられ、改めて地震・津波の脅威を肌で痛感しました。

災害の重大性を認識して防災訓練を重ね、地域の助け合いや絆をふかめることが肝要であると痛感しました。

### 地震・津波の脅威を痛感

# 労働安全衛生法の実施を



田中照男 議員

### 安全衛生委員会 の設置を

田中 職場における労働者の健康と安全を確保し、快適な作業環境をつくることを目的に、労働災害の防止について総合的、計画的な対策を推進することを定めた労働安全衛生法は、その目的達成のために事業者者に安全衛生管理体制の設置を義務付け、さらに労働者の危険、健康障害を防止するために具体的な措置義務等を規定しています。

そこで、本町では労働安全衛生体制と安全衛生委員会の設置は、どのような取組をされておられるのか。

**規定等の整備・安全衛生委員会の設置を**

総務課長 労働安全衛生法では、安全衛生管理組織の設置と所定の義務を規定し、「安全衛生委員会」を設置すること

なっているが、本町においては、現在、「安全衛生委員会」の設置規定がなく、設置について早急に規定等の整備、委員会の設置を行い、職員の安全衛生管理に努めます。

**学校教育課長** 労働安全衛生管理体制は、町内5小中学校とも教職数が50人未満で、労働安全衛生規則第12条で衛生推進員を設置しなければならぬとなっています。

町内5校はすべて20名以下の小規模学校で衛生

推進者を設置していません。

また、学校における面接指導体制の整備を、本町の教育委員会、中学校組合の教育委員会の中で体制を整備し、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保し、学校教育全体の質の向上に努めています。

### 生活保護基準引き下げによる 就学援助制度等への影響は 心配される 就学援助制度

田中 生活保護基準の引き下げは、生活保護世帯にとどまらず低所得者世帯にも影響を及ぼし、多くの国民生活に影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、生活保護基準の引き下げにより、市町村に大きな影響を及ぼすことが考えられる経済的

に苦しい家庭でも、子どもが安心して学べるようにと制度化されている就学援助制度への影響について、就学援助対象者の所得認定基準を現在とはどのように算定され、基準の引き下げ後はどう変わるのか。

**不利益にならないようにする**

健康福祉課長 生活扶助

基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響について、個人住民税の非課税限度額が平成26年度以降の税制改正において対応されます。非課税限度額を参照しているものとして、保育所の保育料や小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業などについては、平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応します。

**学校教育課長** 学校教育法上で経済的理由で困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村は

必要な援助をしなければならぬということですが、本町では氷川町就学援助要綱に基づいて援助を行っています。その中で所得の認定基準は、第3条の規定により算定され、教育委員会が認定します。扶助費をもらっている人たちが不利益にならないような措置が必要だと思います。